

総務省 御中

令和5年度 0049-0104

「情報通信分野のアクセシビリティ推進（情報アクセシビリティ自己評価様式）に関する調査研究」の請負

報告書（概要版）

株式会社野村総合研究所  
コンサルティング事業本部

〒100-0004  
東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

2024年3月

**NRI**

Envision the value,  
Empower the change



# はじめに

■ 本報告書では、一部の用語について、以下の略称を用いている。

用語の名称	本報告書での呼称
株式会社野村総合研究所	• NRI
情報アクセシビリティ自己評価様式	• 情報アクセシビリティ自己評価様式 • 自己評価様式
デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	• GL
ウェブアクセシビリティ基盤委員会	• WAIC
Voluntary Product Accessibility Template®	• VPAT
Web Content Accessibility Guidelines	• WCAG
ハードウェア	• HW
ソフトウェア	• SW
アクセシビリティ適合性報告書* (Accessibility Conformance Report) *自社の製品やサービスが、アクセシビリティ基準をどのようにサポートしているかを説明する文書。 自己評価様式に基づいて、企業が情報アクセシビリティの確保状況を記載したもの。	• ACR
The Information Technology Industry Council *自己評価様式の一つであるVPATやその研修教材を作成・公表している、民間企業から成る米国の団体	• ITI

# 目次

---

1. 本調査研究の概要	P3
2. 「情報アクセシビリティ自己評価様式」の利活用推進に関する基礎調査	P6
2.1 企業等における様式活用の一層促進（書式・技術基準・解説ガイドブック見直し等）に向けた調査	P6
2.2 政府情報システム調達における様式活用の促進に向けた調査	P8
2.2.1 政府情報システムの実調達での様式活用を踏まえた調査・検討	P11
2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査	P14
2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討	P22
3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用推進に向けた官民連携の在り方に関する調査（官民連絡会の開催等）	P29
4. 企業向け講習会等の開催	P33
4.1 講習会の実施	P33
4.2 「アクセシブルなICT機器普及等に関するアワード（仮称）」の実施	P36

---

# 1. 本調査研究の概要

## 1. 本調査研究の概要 | 本調査研究の背景と目的

# 企業が自社ICT機器・サービスの情報アクセシビリティ確保状況を自己評価する仕組みについて、 更なる普及展開・活用促進を図った

### 本調査研究の背景

#### 社会からの要請

- 誰もがデジタル活用の利便性を享受し、豊かな人生を送ることができる社会の実現のためには、IoT や AI 等の活用により実現される新しい社会インフラやサービス等の社会実装が必要となり、そのためには、ICT 機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が必要である。

#### 中央省庁における検討の経緯

- 総務省及び厚生労働省では、誰もが豊かな人生を享受できる共生社会を構築すべく、ICT利活用による高齢者や障害者の支援策や社会の意識改革・普及啓発策のあり方について、「デジタル活用共生社会実現会議」で検討を行い、「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」(平成31年4月)として取りまとめ公表した。また令和3年には「障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会」を開催し、今後の施策のあり方について改めての検討を行った。
- 令和4年には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組の強化や、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及展開の更なる推進等、情報アクセシビリティの推進の方向性が示された。

### 本調査研究の目的

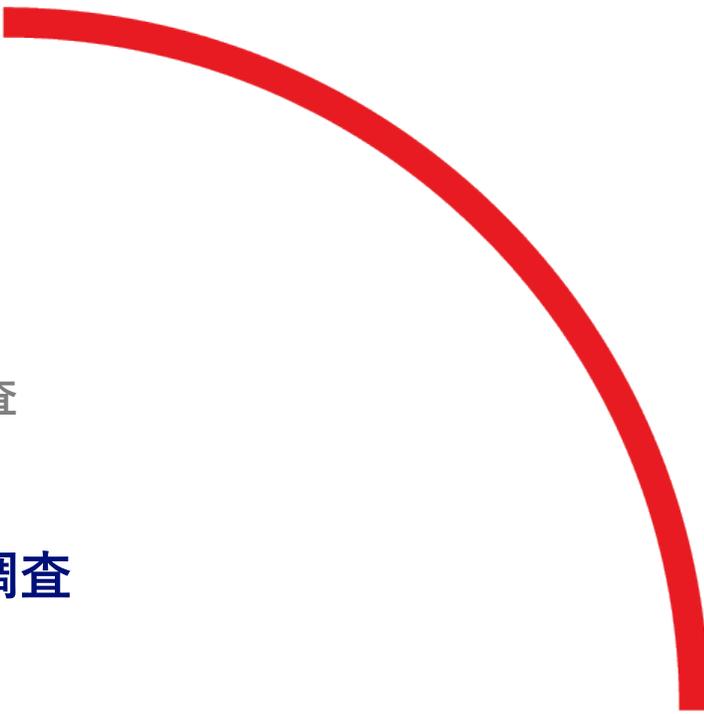
- 本調査研究では、情報通信分野の情報アクセシビリティ推進を目的とし、以下の検討を行うことで、**企業が、自社で開発する ICT 機器・サービスが情報アクセシビリティ基準を満たしているかどうかを自己評価する仕組みの更なる普及展開・活用促進**を図った。
  - 情報アクセシビリティ自己評価様式の普及推進策（公的機関のICT 機器等の調達における課題解決、企業等の当該様式の作成に係る課題解決、様式活用に向けたサポート体制の在り方等）
  - 当該様式の見直しや情報アクセシビリティ確保に必要な関連ガイドラインの今後の在り方

# 1. 本調査研究の概要 | 本調査研究のゴール

①中央省庁の様式活用の課題特定・解決、②企業の作成事例創出、③官民連携や製品のアクセシビリティ評価方法の在り方の提示、の3つを本調査研究のゴールとして調査に当たった

## 本調査研究のゴール





## 2. 「情報アクセシビリティ自己評価様式」の利活用推進に関する基礎調査

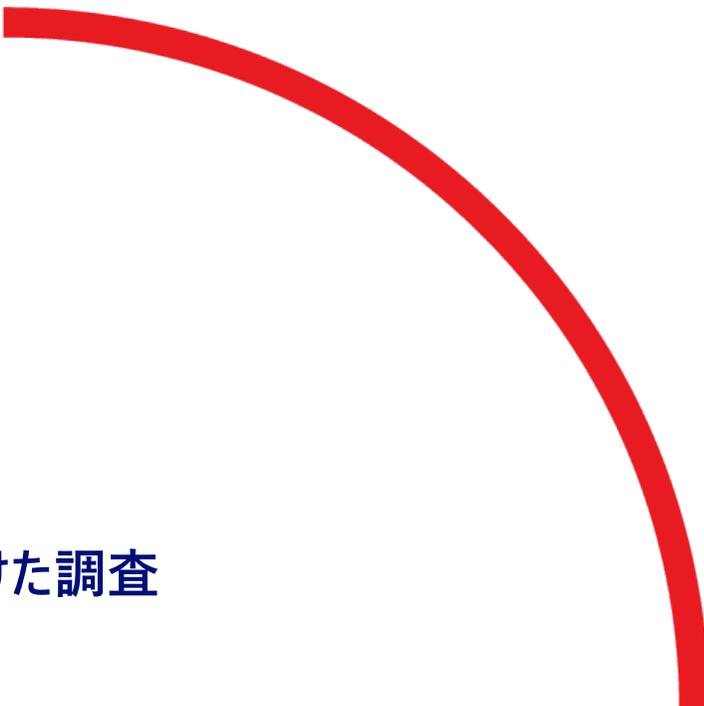
### 2.1. 企業等における様式活用の一層促進 (書式・技術基準・解説ガイドブック見直し等) に向けた調査



## 2.1 企業等における様式活用の一層促進（書式・技術基準・解説ガイドブック見直し等）に向けた調査 様式・作成ガイドブックの更新にあたり、下記の6つの問題の解決に取り組んだ

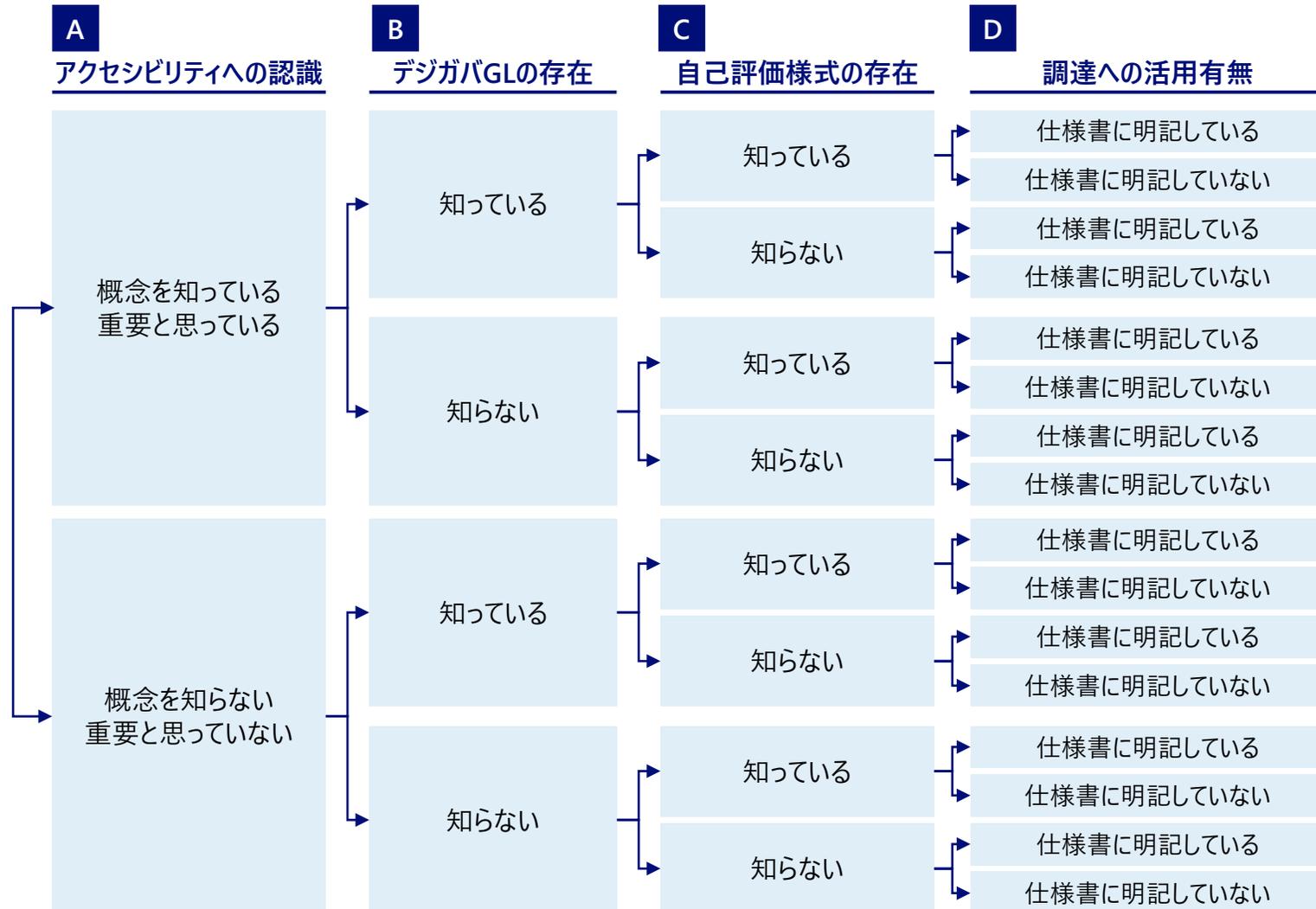
- 情報アクセシビリティ自己評価様式や作成ガイドブックについて、以下㊦ー㊫の問題点があったため、下記の対応を行った。

問題	自己評価様式の更新結果	作成ガイドブックの更新結果
㊦ JIS X 8341-3の自己評価様式のマッピング表に、米国508条基準やEN 301 549における同種表との相違点がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式2に、WCAG2.1で追加された項目を追加したうえで、全項目のマッピング表をEN 301 549と整合させた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式2の技術基準として、「JIS X 8341シリーズ」利用を説明している箇所に、「JIS X 8341-3」に関しては、WCAG2.1に対応することが求められる場合に対応し、WCAG2.1のシートを追加と説明。</li> </ul>
㊧ JIS X 8341-3について、試験実施ガイドラインが存在しているものの、書式2作成時の試験方法を定めていないため、試験の精度にバラツキが生じる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式2作成時の試験方法は定めないこととした</li> <li>ただし、試験の実効性を確保するという観点から、試験方法名を書式1に記載する欄を設けることとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式1に新設した「試験方法」の記載方法を説明。</li> </ul>
㊨ JIS X 8341-5の自己評価様式が、最新のJIS規格の更新を反映していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式2を、最新のJIS規格と合わせるような更新を行った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追記や更新は行わないことで問題ないと思われる。</li> </ul>
㊩ 書式2の記載結果を踏まえた書式1への転記方法がわかりにくい	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式2の企業評価欄の記載結果に基づいた書式1の転記方法を説明。</li> </ul>
㊪ 公共調達において、企業が自己評価様式が求められた際の作成プロセスがわかりにくい（企業が自発的に自己評価様式を作成することを前提に作成ガイドブックが作成されている）	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成手順の説明ページにおいて、「（0）公共調達における仕様書等の提示」というステップを追記する。</li> </ul>
㊫ 書式1において、写真が見えづらく意味も分かりづらい場合がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>書式1の写真掲載欄に「必要に応じて写真を掲載すること」及び「代替テキストを付与すること」を説明。</li> </ul>

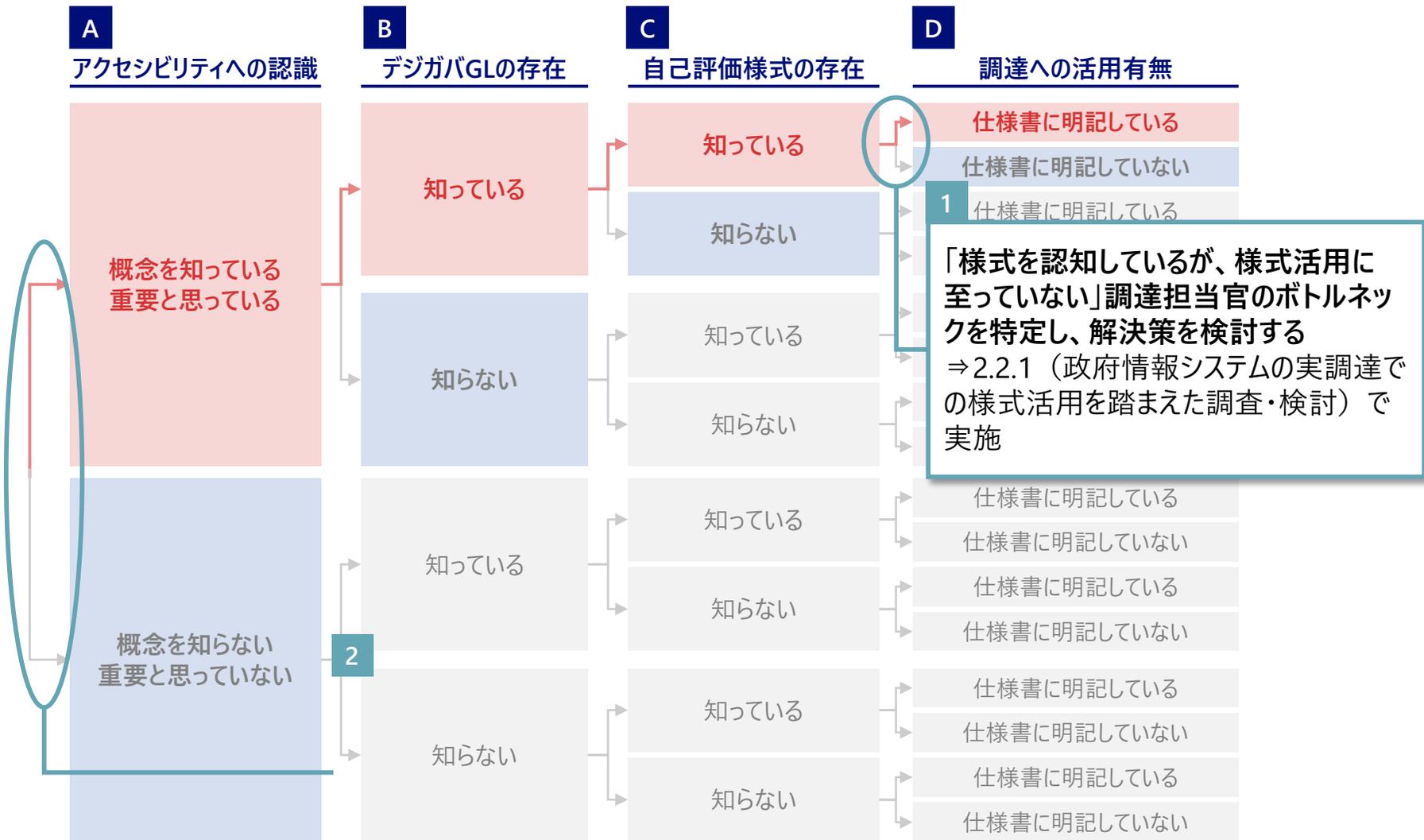


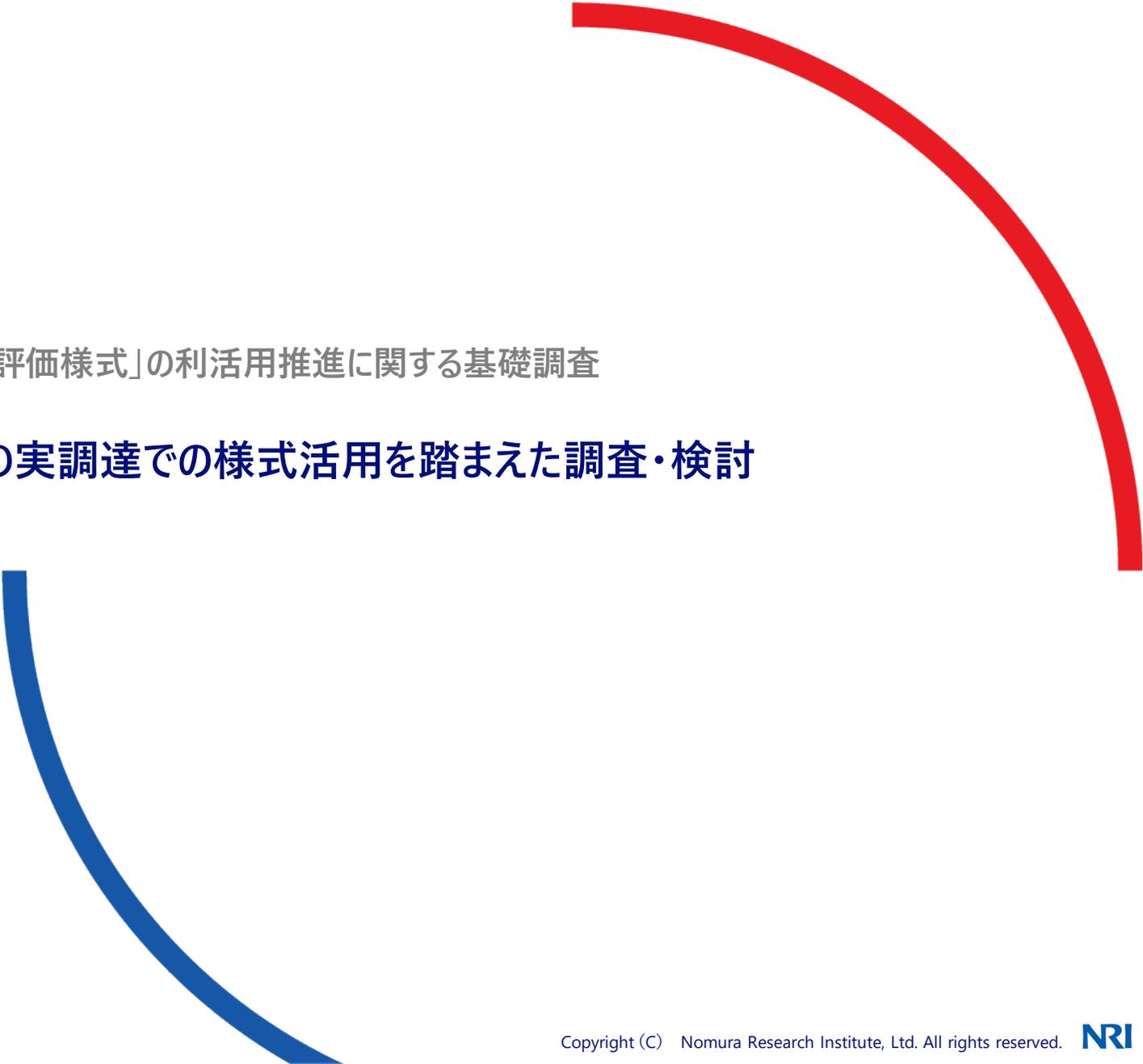
## 2.2 政府情報システム調達における様式活用の促進に向けた調査

各省の調達担当官の属性は、A~Dの4つの観点から、以下のように分類できる



赤字の属性に分類される担当官を増やすべく、政府情報システムの実調達での様式活用を踏まえた調査（2.2.1）と、公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査（2.2.2）を行った





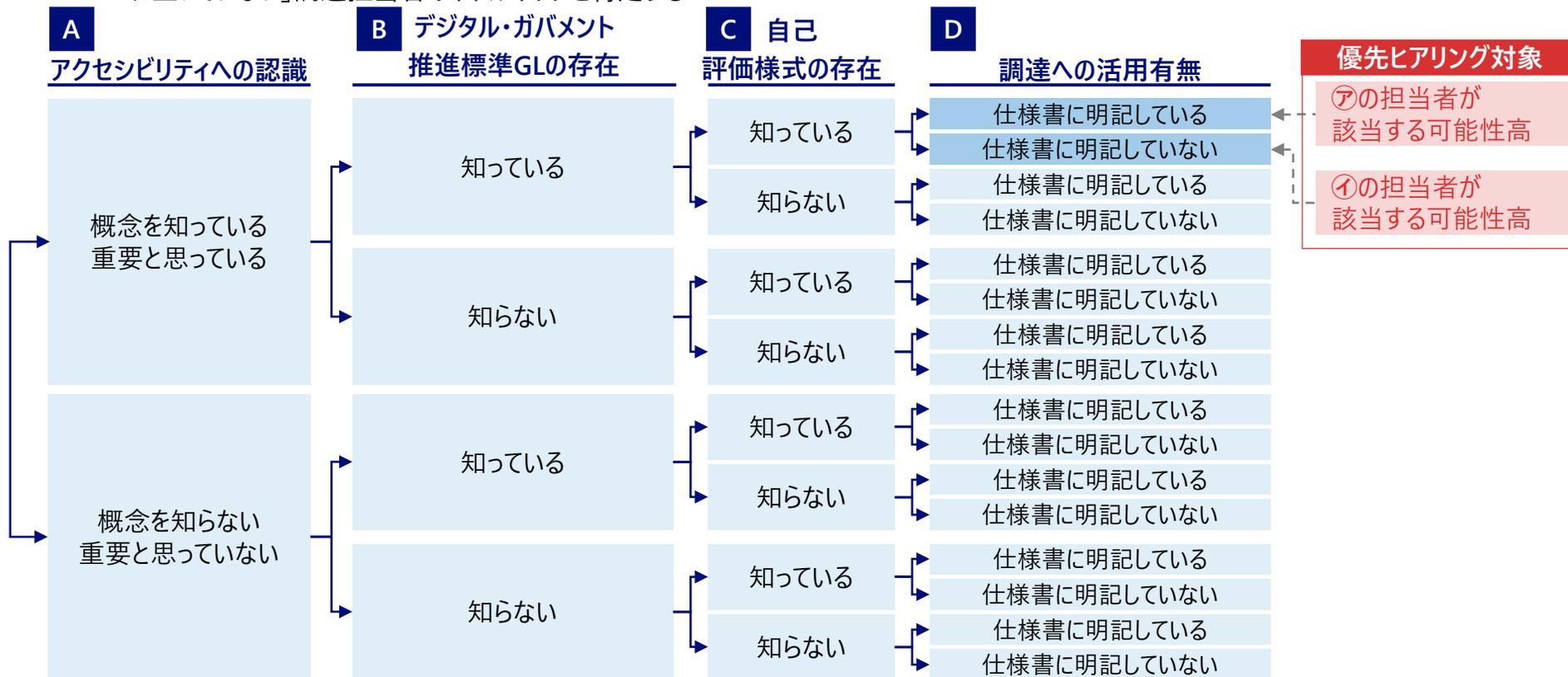
## 2. 「情報アクセシビリティ自己評価様式」の利活用推進に関する基礎調査

### 2.2.1 政府情報システムの実調達での様式活用を踏まえた調査・検討

## ヒアリングの対象として、以下①②に該当する中央省庁にヒアリングを実施した

■ 政府情報システムの調達に関するヒアリングの対象は、以下3類型を想定している。

- ①実調達時に、自己評価様式の活用を行っている組織
  - ・ 選定理由：自己評価様式の活用に至った背景や活用の上での苦労等をヒアリングし、自己評価様式活用促進の方策に対する示唆を得る
- ②アクセシビリティの重要性を認識しており、自己評価様式の存在を知っている組織
  - ・ 選定理由：自己評価様式の存在を知りつつも活用に至らない理由をヒアリングし、「自己評価様式を認知しているが、自己評価様式活用に至っていない」調達担当官のボトルネックを特定する



## ヒアリングを踏まえ、今後は以下のように自己評価様式を活用することを想定している

	要件定義	調達	設計開発	検収・テスト	公開
市中生産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>（調達仕様書において、遵守すべき技術基準を定める）</li> <li>技術基準を遵守した機器・サービスを調達することを示すため、入札時に自己評価様式の記載・提出を求める *当面は入札参加資格の一つとして提出が求められることを想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札企業から自己評価様式が提出される</li> <li>調達担当官は書式1（書式2）を用いて製品・サービスのアクセシビリティ確保状況を把握し、調達の上での参考とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価様式に影響なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達担当官は、機器・サービスが、調達仕様書に記載されている技術基準を満たしているかを、自己評価様式（書式2）を用いながら確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業が、自社のウェブサイトにて自己評価様式に基づいた評価結果を公表する（任意）</li> </ul>
受注生産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>（調達仕様書において、遵守すべき技術基準を定める）</li> <li>技術基準を遵守した機器・サービスを調達することを示すため、<b>検収・テスト</b>時に自己評価様式の記載・提出を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自己評価様式は提出しない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価様式に影響なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札企業から自己評価様式（書式1、2）が提出される</li> <li>調達担当官は、<b>機器・サービスが、調達仕様書に記載されている技術基準を満たしているかを、自己評価様式を用いながら確認する</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同機器・サービスを調達した行政機関が、自己評価様式に基づいた評価結果を公表する</li> </ul>



## 2. 「情報アクセシビリティ自己評価様式」の利活用推進に関する基礎調査

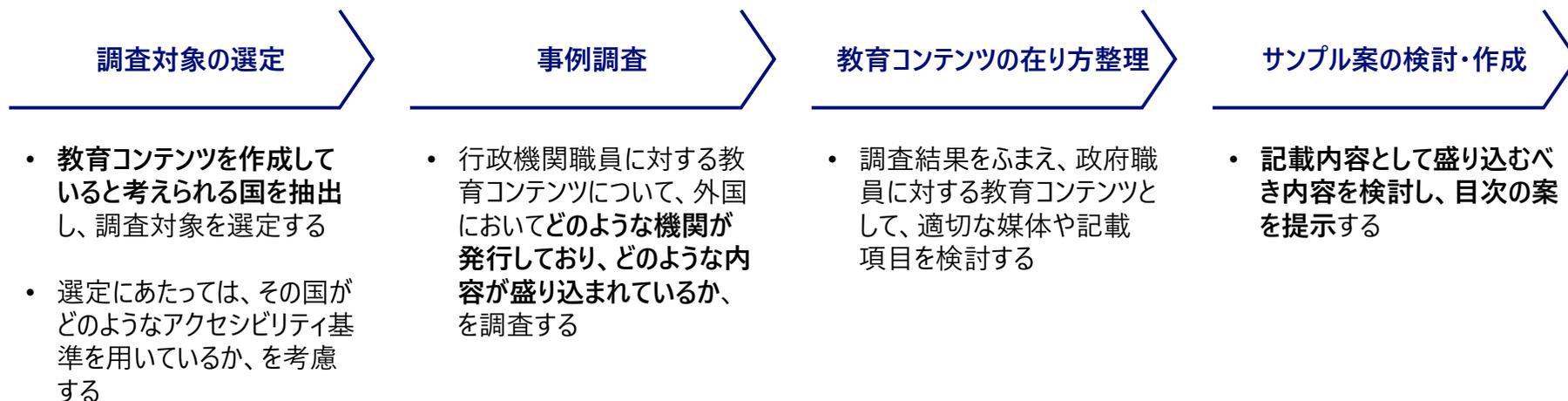
### 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査



## 事例調査を通じて、担当者の理解促進に資するコンテンツを検討した

- 本調査項目を通じて実現すべきことは、将来的に公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上を実現することである。
- 現状、情報アクセシビリティ確保に関する理解が進んでいるとは言えず、能力向上を図る段階に達していないと言えるため、調達担当者の理解を促進するためのコンテンツについて重点的に検討した。

### 調査の流れ



## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | 対象の選定

## 米国、カナダ、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州を選定した

- 各国関係機関のホームページを参照したところ、国単位では、米国、ドイツ、フランス、スペイン、カナダ、インドが、地方政府単位では、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州が教育コンテンツ等を作成していた。
- このうち、アクセシビリティ基準や取組状況を踏まえ、米国、カナダ、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州を調査対象として選定することとした。

	アクセシビリティ基準	教育コンテンツの概要
米国	リハビリテーション法 508条基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府調達局（GSA）が、連邦政府職員向けに動画等のコンテンツや研修の案内、各種ツールをポータルサイトを通じて提供している</li> </ul>
ドイツ	EN 301 549	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webサイトやモバイルアプリをアクセシビリティ対応にするためのツール、ヒント、例を集めたWeb Accessibility Toolkitなど、ICTアクセシビリティに関するガイダンスやリソースを提供している（民間企業向けのものと同推察される）</li> </ul>
フランス	EN 301 549	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家情報通信システム・デジタル省庁間総局（DINSIC）が、アクセシビリティに関する意識を高め、ベストプラクティスを共有するためのイベントやワークショップを開催している</li> <li>地域結束庁（ANCT）が、地方自治体の担当者向けにオンラインコース、ウェビナー、ガイド、チュートリアル等を提供している</li> </ul>
スペイン	EN 301 549	<ul style="list-style-type: none"> <li>「Web Accessibility Observatoryイニシアティブ」を開催し、アクセシビリティコミュニティやトレーニングコースを提供している</li> </ul>
カナダ	EN 301 549	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員等に対するAAACT（Accessibility, Accommodation and Adaptive Computer Technology）プログラムにおいて、各役職の役割等を示している</li> </ul>
オーストラリア ニューサウスウェールズ州	AS EN 301 549	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトを構築し、調達時に活用可能な参考資料や実業務において対応する手順等が掲載されている</li> </ul>
インド	インド規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>インド電子情報技術省が出資するKAI（Knowledge &amp; Resource Centre for Accessibility in ICT）プロジェクトにおいて、意識向上と能力向上を目的としたコースの準備や、アクセシビリティ・リソース・ウェブサイトの準備が行われている</li> </ul>

## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | 調査結果①

## 米国では、幹部向けから担当者向けまで、対象を細かく設定した研修を展開している

## 米国におけるアクセシビリティに関する研修

		オンライントレーニングコース	ビデオトレーニング	イベント	ツール
教材の媒体 (動画、教本、パンフレット)		設問入りのサイト、スライド (所要：15分～2時間)	動画 (所要：5分～1時間)	イベントの概要についてウェブページに記載	各ツールの概要についてウェブページに記載
教材の作成主体 (研修等のために政府が作成しているか、民間が独自に作成した教材を使用しているか)		研修等のために政府が作成している、と思われる (おそらくGSA)	研修等のために政府が作成している、と思われる (おそらくGSA) Accessible Electronic Document Community of Practiceが作成者と記載されているものもある	GSA	GSA
教材の主な対象者 (全職員向け、調達関係者)		コースごとに設定 ・ 508条に興味を持った職員 ・ 調達関係者 ・ 省幹部 ・ 508条基準を満たすかを確認する責任者	—	明記はされていないが、内容から以下のように推測される ・ 508条関係プログラムマネージャー ・ その他全政府職員	明記はされていないが、内容から以下のように推測される ・ 調達関係者 ・ 508条関係プログラムマネージャー
教材の内容	理念関係	・ 508条の内容と重要性等	—	・ ベストプラクティス (隔月) ・ 各省の508条関係プログラムについての報告書の分析結果 (年2回) ・ 各省におけるベストプラクティスの共有 (毎年)	・ 調達時に関連する要件を特定するツール ・ ウェブコンテンツのアクセシビリティ確認ツール ・ 調達文書にアクセシビリティ要件が含まれているかを確認するツールの使用方法やメリットの解説
	調達の実務関係	・ 調達のプロセスや関係者	・ 要件を作成する方法 ・ アクセシビリティの確認手順		
	その他	—	・ ユニバーサルデザインの概要やその作成方法		
教材の使用方法 (講師による研修、個人の学習)		個人の学習	個人の学習	講師による研修 (ウェビナー、実開催等)	個人の学習
研修・学習の強制力・開催頻度 (義務、任意)		強制力は不明 常時掲載と思われる	強制力は不明 常時掲載と思われる	強制力は不明 開催頻度はイベントによる	強制力は不明 常時掲載と思われる

## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | 調査結果②

## カナダでは、他者と会話する方式の研修が充実している

## カナダにおけるアクセシビリティに関する研修

		オンライントレーニングコース	ビデオトレーニング	イベント	
教材の媒体 (動画、教本、パンフレット)		不明 (所要：2時間)	動画 (所要：2~5分)	オンラインで対話 ※録画動画も公開 (所要：90分×3回)	オンラインで対話 ※録画動画は見当たらない (所要：90分)
教材の作成主体 (研修等のために政府が作成しているか、民間が独自に作成した教材を使用しているか)		カナダ公共サービス学校 (CSPS)	カナダ公共サービス学校 (CSPS)	カナダ公共サービス学校 (CSPS)	カナダ公共サービス学校 (CSPS)
教材の主な対象者 (全職員向け、調達関係者)		職員	—	管理職	全職員
教材の内容	理念関係	—	—	—	—
	調達の実務関係	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約の要件、調達時の役割と責任</li> </ul>	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する情報とその対処法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する情報とその対処法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場での障害者の適応に関する調査結果</li> <li>利用可能なツールや適応(adaptive)技術の詳細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場におけるアクセシビリティ確保の推進についての討議</li> </ul>
教材の使用方法 (講師による研修、個人の学習)		不明(要登録)	個人の学習	講師による研修(録画動画も視聴可能)	不明
研修・学習の強制力・開催頻度 (義務、任意)		強制力、開催頻度は不明	強制力は不明 常時掲載と思われる	強制力は不明 3部構成(2021年に3ヶ月かけて開催)	2020~2021年で計5回開催

出所) カナダ・CSPSのホームページよりNRI作成

## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | 調査結果③

ニューサウスウェールズ州では、民間企業による研修をホームページ上で紹介していた。  
また、調達の実務や業務の実施時のアクセシビリティ確保の内容が充実していた

オーストラリア  
(ニューサウスウェールズ州)

『Accessibility and Inclusivity Toolkit』

教材の媒体  
(動画、教本、パンフレット)

ウェブサイト

教材の作成主体

ニューサウスウェールズ州政府

教材の主な対象者  
(全職員向け、調達関係者)

明記はされていないが、内容を踏まえると、全職員を対象としたうえで調達担当官にフォーカスしていると推測される

教材の内容 理念関係

- アクセシビリティを確保しなければいけない法的根拠
- アクセシビリティが重要な理由とアクセシビリティがもたらすメリット

調達の実務関係

- 調達時に含めるべき要件と、調達する際に使用する書類（注文書等）のテンプレート

その他

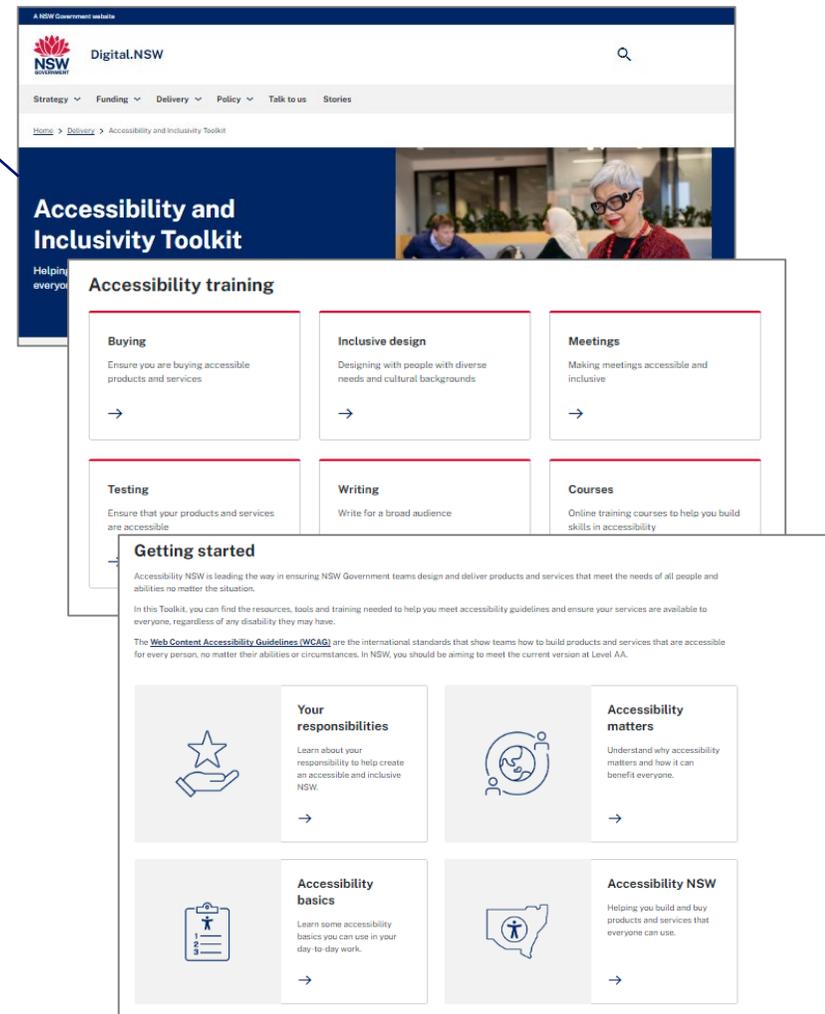
- コンテンツの作成時、業務の実施（会議等）時にアクセシビリティを確保する方法
- アクセシビリティをテストする際の手順と使用するツール、チェックリスト
- 民間企業が実施する、アクセシビリティに関する研修・資格の紹介

教材の使用方法  
(講師による研修、個人の学習)

個人の学習（講師による研修は見当たらなかった）

研修・学習の強制力・開催頻度  
(義務、任意)

強制力は不明  
常時掲載と思われる



## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | 調査結果をふまえた日本での在り方

## 対象者を全職員、調達担当官、新規採用者等に明確化したうえで教材を展開してはどうか

- 米国では、対象者を分けて教材・研修を展開していた。
- カナダでは、他者と会話する形式の研修が充実しており、オーストラリアでは、仕様書等を含めるべき要件についての教材があった。

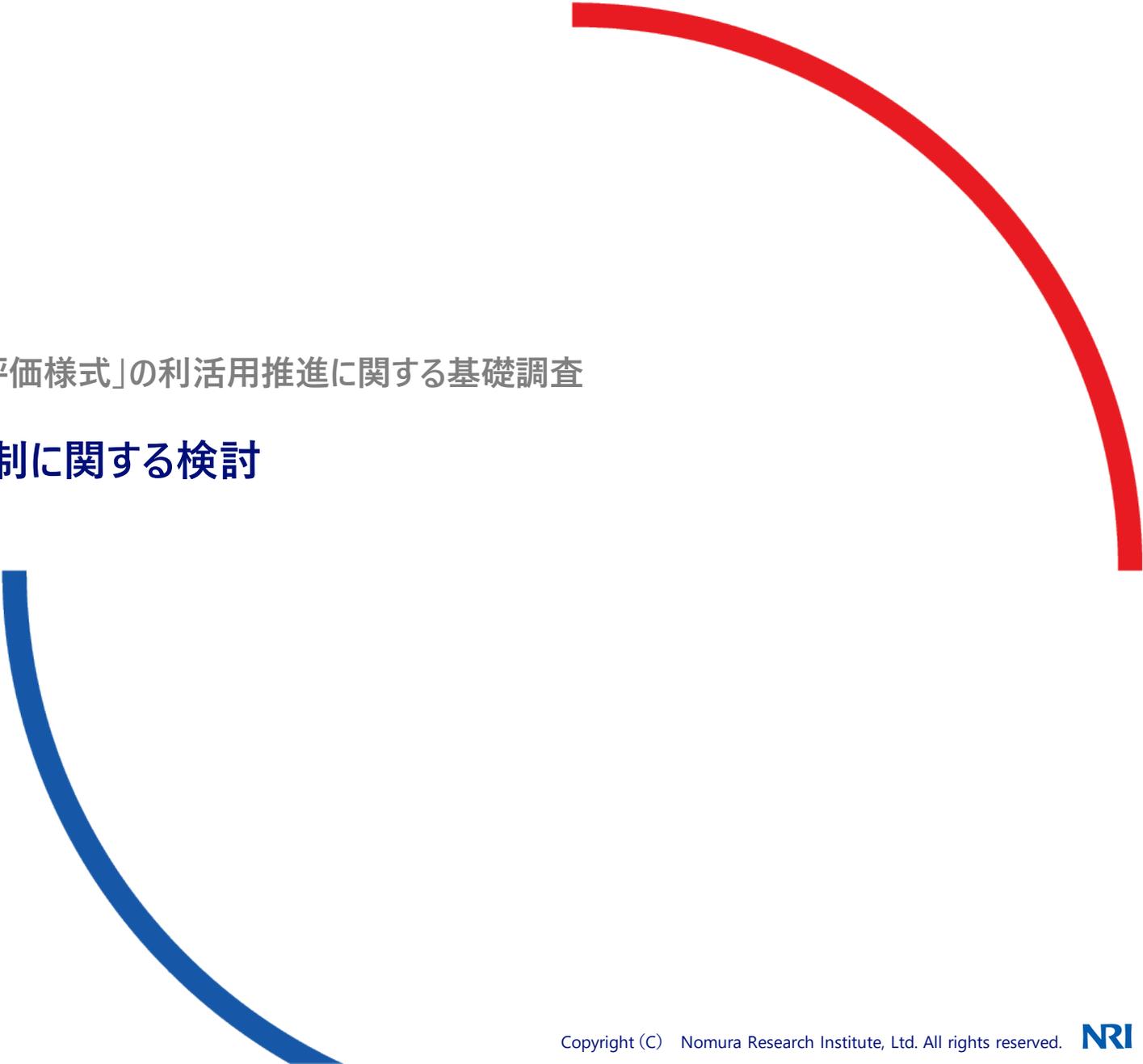
		日本における今後の在り方（案）		
教材の媒体		ウェブページ（1つのウェブページにコンテンツをまとめて掲載） ※一部、対外公表になじまない内容がある場合は各省のイントラネットに掲載することも考えられる		
教材の作成主体		政府（作成を外部に委託することはあり得るが、クレジットは政府）		
教材の主な対象者		全職員	調達担当官	新規採用者・昇格者
教材の内容	理念関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アクセシビリティの概念</li> <li>情報アクセシビリティを確保する意義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アクセシビリティの概念</li> <li>情報アクセシビリティを確保する意義</li> </ul>
	調達の実務関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書等を含めるべき要件</li> <li>業務内容や製品特性で類型化した、仕様書のひな形</li> <li>情報アクセシビリティ自己評価様式を調達時に活用する流れ</li> <li>提出された情報アクセシビリティ自己評価様式の見方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国における情報アクセシビリティの取組状況</li> <li>日本政府における情報アクセシビリティの取組状況</li> <li>民間企業における情報アクセシビリティの取組状況</li> <li>情報アクセシビリティ自己評価様式の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国における情報アクセシビリティの取組状況</li> <li>日本政府における情報アクセシビリティの取組状況</li> </ul>
教材の使用方法		個人の学習		講師による研修
研修・学習の強制力・開催頻度		常時公開し、閲覧したい時にいつでも閲覧可能な環境とする		集合研修時のカリキュラムに組み込む

## 2.2.2 公的機関等の調達担当者の理解促進・能力向上に関する調査 | コンテンツの構成

## 情報アクセシビリティに関する最新の状況を情報提供することが考えられる

- 例えば、全職員向けのコンテンツの構成要素は以下の通りとすることが考えられる。

内容	タイトル	記載する内容
理念関係	情報アクセシビリティとは	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アクセシビリティの概念（配慮する障害の具体例等を含む）</li> </ul>
	情報アクセシビリティを確保する意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>「誰一人取り残さない」という政府の方針にも沿っており、積極的に対応する必要があること</li> </ul>
国外における動向	障害者権利条約	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者権利条約の内容、国連の障害者権利委員会からの勧告があった事実及びその内容</li> </ul>
	諸外国における対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国や欧州等では、調達時にアクセシビリティ基準を満たす必要があること</li> <li>米国等において、コンテンツや研修を通じて政府職員の理解促進が行われていること</li> </ul>
国内における動向	立法府の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律や附帯決議の概要</li> </ul>
	政府の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにて、様式を記載することを応札者に求めることを明記していること</li> <li>情報アクセシビリティ自己評価様式を総務省のホームページに掲載していること</li> </ul>
	民間企業の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アクセシビリティに配慮した製品が市場で存在すること（「情報アクセシビリティ好事例2023」に選定された製品の紹介）</li> <li>様式を作成した民間企業が存在すること</li> </ul>
情報アクセシビリティ自己評価様式に関する説明	制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達時に様式の提出を企業に求めることで、情報アクセシビリティに対応できていることを確認するツールであること</li> </ul>
	情報アクセシビリティ自己評価様式とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS規格に沿って様式が作成されていること</li> <li>書式1と書式2の関係性、それぞれに記載される内容</li> </ul>



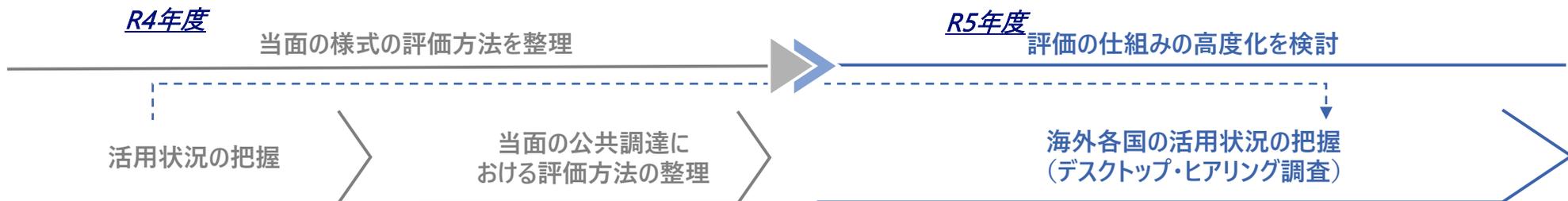
## 2. 「情報アクセシビリティ自己評価様式」の利活用推進に関する基礎調査

### 2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討

## 2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討

昨年度調査を踏まえ、様式の評価方法や評価体制のあり方を中長期的な目線で検討した。  
本年度は欧州をはじめとした諸外国の様式の評価実態を調査した

昨年度の検討事項を踏まえた今年度の調査内容



- 米国有識者へのヒアリング調査を実施し、リハビリテーション508条基準及びACRの政府機関における活用方法を把握した。

- 省庁のアクセシビリティ理解状況や体制整備状況も踏まえ、**当面は入札参加資格として様式を活用する形が望ましいと整理した。**
- 但し、**中長期的には、アクセシビリティ要件への対応状況を示す資料として様式を活用することが望ましい。**そのため、上記実現のための評価方法/評価体制の在り方は引き続き検討が必要だとされた。

- **ACRを用いてアクセシビリティ要件への対応状況を評価している海外事例を調査 (デスクトップ調査・ヒアリング調査) する。**デスクトップ調査の対象国は公共調達におけるアクセシビリティ配慮に積極的である下記の6地域とした。  
【調査対象地域】  
英国、ドイツ、オーストラリア、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州、インド、カナダ
- また、調査にあたっては、下記の項目を明らかにするようにした。  
【評価方法】
  - ✓ 複数社が入札した場合の、ACRの優劣の付け方
  - ✓ ACRの記載内容の正確性の確認方法【評価体制】
  - ✓ 調達担当官の負荷軽減を見越した評価体制の構築状況 (外部機関等の巻き込み等)
- 調査を踏まえて、我が国の自己評価様式を活用した調達時の評価方法や体制の在り方への示唆を整理した

## 2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討

# デスクトップ調査結果（イギリス及びドイツ）

	イギリス	ドイツ
障害者のための情報アクセシビリティの確保を求める法律および拘束力のある規則	The Equality Act 2010	Behindertengleichstellungsgesetz (BGG) (障害者平等法)
障害者の情報アクセシビリティを確保するために満たすべき技術基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Public Sector Bodies (Websites and Mobile Applications) (No. 2) Accessibility Regulations 2018</li> <li>WCAG2.1レベルAA（2023年10月5日の英国政府の発表によれば、Government Digital Service (GDS)は、2024年10月よりWCAG2.2の適用を求める）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Barrierefreie-Informationstechnik-Verordnung (BITV) 2.0（情報技術バリアフリー条例（BITV）2.0）</li> <li>WCAG2.1</li> </ul>
政府情報システムの調達において、企業に自社製品のACR提出の要求	公共部門のウェブサイト及びモバイルアプリは、「アクセシビリティ基準を満たすこと」「アクセシビリティ・ステートメントを公表すること」が求められている。公共部門が、アクセシビリティ・ステートメントを発行する。	BITV 2.0は、すべての公的機関、連邦政府機関、およびそれらのベンダー、請負業者、パートナーに対して、ウェブサイトやモバイルアプリが障害者にアクセシブルであることを保証するよう求めている。公共部門のウェブサイトやモバイルアプリに関して、障害者にとってアクセシブルであることを示すアクセシビリティステートメント（アクセシビリティに関する宣言）の公表が求められている。
政府関係者による、製品・サービスのアクセシビリティ評価方法（ACRの記載の正確性の確認方法）	<p>【ウェブサイト・モバイルアプリについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調達完了後、調達側が“Accessibility Statements”を公表してアクセシビリティ対応状況を公表する必要がある。</li> <li>英国政府はウェブサイトのアクセシビリティを定期的にモニタリングし、要件を満たしていないウェブサイトについては改善勧告が出される。強制措置が取られるケースもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達担当者は、ICT調達の調達基準を作成し、調達製品のアクセシビリティをチェックする際に、EN 301 549などのICTアクセシビリティ基準を参照する。</li> <li>ドイツ政府は、ICT機器が前述の欧州規格、すなわちEN 301 549に準拠していることを確認するために、BITVテストと呼ばれるテストを使用している。BITVテストは、ENの規定に加えて、サイトの目的、ナビゲーションオプション、アクセシビリティを説明する簡単な言語や手話をつけることを義務付けている。</li> </ul>
アクセシビリティ評価体制の整備状況（政府内）	<p>【ウェブサイト・モバイルアプリについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府アドレス（GOV.UK service）については、“Accessibility Statements”公開の前に（ベータ版の移行の前のタイミング）専門家による監査を受ける必要がある。</li> <li>監査は、政府内の専門チームが行うこともできるが、第三者に依頼することも可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ政府は、BITV Testのほか、Webサイトやモバイルアプリをアクセシビリティ対応にするためのツール、ヒント、例を集めたWeb Accessibility Toolkitなど、ICTアクセシビリティに関するガイダンスやリソースを提供する。</li> <li>BITVテストの実施プロセスでは、徹底した品質保証（QA）を行っている。テスト実施担当者（調達担当官）は、試験実施結果をQA担当者に提出し、QA担当者は審査官に詳細なフィードバックを提供する。その後、このフィードバックに基づいてテスト結果が補足または修正される</li> </ul>
技術基準や公共調達の理解を促進するための研修（政府関係者向け）	調査では見いだせなかった。	調査では見いだせなかった。

## 2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討

# デスクトップ調査結果（オーストラリア及びニューサウスウェールズ州）

	オーストラリア	ニューサウスウェールズ州（NSW州）
障害者のための情報アクセシビリティの確保を求める法律および拘束力のある規則	Australia's Disability Discrimination Act 1992 (DDA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1992年障害者差別禁止法（DDA）が連邦法で、ニューサウスウェールズ州でも施行。</li> <li>障害者インクルージョン法（Disability Inclusion Act 2014）は、ニューサウスウェールズ州の州法である。</li> </ul>
障害者の情報アクセシビリティを確保するために満たすべき技術基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>AS EN 301 549:2020（2016年に、欧州EN 301 549から直接派生したオーストラリア規格が、EN 301 549:2019 (V3.1.1)を採択し2020年に更新）</li> <li>WCAG2.1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AS EN 301 549:2020</li> <li>WCAG 2.1（一方で、少なくとも、ニューサウスウェールズ州政府のすべてのWebサイトはWCAG 2.0 レベル AA に準拠する必要と表現されている）</li> </ul>
政府情報システムの調達において、企業に自社製品のACR提出の要求	調査では見いだせなかった。	<p>ニューサウスウェールズ州政府サイトの「Government accessibility standards for ICT」ページで、「入札や見積もりの実施前に」、公共調達者向けに以下の要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AS EN 301 549の4.2を使用し、ユーザーニーズと調達するICTに合致する機能性能記述（Functional Performance Statements）を特定</li> <li>調達するデジタル製品が、第5項に概説されている一般的な要求事項だけでなく、調達する技術タイプに固有の要求事項に関連する追加的なセクションの両方を満たす必要があるかどうかを検討</li> <li>附属書Bを使用して、関連する機能的アクセシビリティ要件を特定</li> <li>関連するすべての条項を特定するスプレッドシートまたは表を作成し、見積依頼書または入札依頼書に記載</li> </ul>
政府関係者による、製品・サービスのアクセシビリティ評価方法（ACRの記載の正確性の確認方法）	アクセシビリティに関するオーストラリア規格(AS EN 301 549:2020)が調達する商品またはサービスに適用される場合、政府機関が定期的に規格の遵守状況の監査を行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>バンダーは、「AS EN 301 549 アクセシビリティ適合宣言文書」の記入済みコピーを提出する。同文書を利用して、政府機関は優先購入製品候補のショートリストを作成する。</li> <li>ショートリストに残ったバンダー（例えば最終3位）又はその指名代理人は、政府機関に対し、製品がどのように機能するかをデモンストラートしなければならない。</li> </ul>
アクセシビリティ評価体制の整備状況（政府内）	調査では見いだせなかった。	調査では見いだせなかった。
技術基準や公共調達の理解を促進するための研修（政府関係者向け）	調査では見いだせなかった。	同上ページにおいて、AS EN301 549を実施する際のガイダンスとなる短い説明ビデオのリンクが掲載されている。

## 2.2.3 評価方法・評価体制に関する検討

# デスクトップ調査結果（インド及びカナダ）

	インド	カナダ
障害者のための情報アクセシビリティの確保を求める法律および拘束力のある規則	Rights of Persons with Disabilities Act, 2016	Accessible Canada Act（2019年）
障害者の情報アクセシビリティを確保するために満たすべき技術基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>インド規格IS 17802（第1部および第2部）（欧州規格EN 301 549 v3.2.1を基本にインド特有の法的・状況的要件に合わせるように修正している）</li> <li>WCAG2.1</li> </ul>	カナダのアクセシビリティ基準は現在策定中である。すでにWCAG、改訂508条基準、EN 301 549を使用している民間団体や公的機関もある。しかし、 <b>オンタリオ州には、独自のアクセシビリティ基準（AODA:障害を持つオンタリオ州民のためのアクセシビリティ法）</b> がある。
政府情報システムの調達において、企業に自社製品のACR提出の要求	政府は、 <b>インド政府ウェブサイトガイドライン（GIGW3.0）への準拠を保証するため、ウェブサイト品質認証制度</b> を設けている。政府と取引するためには、企業は「CQW（Certified Quality Website）」証明書を取得することで、自社のウェブサイトがアクセシブルであることを証明しなければならない。	政府調達に入札する請負業者は、VPATに基づくアクセシビリティ適合性報告書（ACR）を提出する必要がある。
政府関係者による、製品・サービスのアクセシビリティ評価方法（ACRの記載の正確性の確認方法）	電子情報技術省（MeitY）が資金を提供するアクセシビリティ（ICTのアクセシビリティに関する知識資源センター（KAI））プロジェクトでは、影響力の大きいソリューション、 <b>広く使用されているプラットフォーム、および多様なセクターを代表するポータル/ウェブサイト</b> に限定して、 <b>アクセシビリティテスト</b> を行っている。	調査では見いだせなかった。
アクセシビリティ評価体制の整備状況（政府内）	調査では見いだせなかった。	調査では見いだせなかった。
技術基準や公共調達の理解を促進するための研修（政府関係者向け）	インドの国家規格機関は、様々な規格のトレーニングを実施しているが、インド規格17802のトレーニングに関するものは見いだせなかった。	カナダ公共サービス学校（CSPS）は、公務員を対象にアクセシビリティに関する研修を実施している。技術基準に関する研修は、 <b>カナダ公共サービス学校（CSPS）</b> は、調査では見いだせなかった。

## 2.2.3評価方法・評価体制に関する検討

### ヒアリング調査の実施対象者

- デスクトップ調査を踏まえ、ヒアリング対象国として英国、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州を選定した。
- 両者のアクセシビリティ担当部署へアプローチしたものの、英国の担当部署は年度内の対応が難しいとの連絡があり、ニューサウスウェールズ州に対してのみヒアリングを実施した。

国/州名	ヒアリング対象部署	選定理由
オーストラリア・ ニューサウスウェー ルズ州	<ul style="list-style-type: none"><li>• Accessibility NSW (NSW Department of Customer Service)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ACRの提出を要求するのみならず、ACRの記載内容の正確性の確認方法を明記している。</li></ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"><li>• Central Digital and Data Office (CDDO)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• ウェブサイト・モバイルアプリに限定して評価を実施している。</li><li>• また、アクセシビリティ対応状況公表の前に、専門家の監査を要求しており、外部を巻き込んだ評価体制を整備している。</li></ul>

### ヒアリングの要旨

#### (日本における主要論点に関するニューサウスウェールズ州の状況をピックアップして記載)

#### A) EN 301 549 Chapter4 (Functional Performance Statement) の活用状況について

- EN 301 549 Chapter4の活用方法は、個々の調達案件により様々であるが、推奨している利用方法は、技術基準を満たしていることの要約のようなものである。しかし、実際にFPSがどのように活用されているかに関する詳細な情報は持ち合わせていない。
- これまでのところ、EN 301 549 Chapter4の対応状況の提出を推奨とすることにより、具体的な問題は確認されていない。 EN 301 549 Chapter4を使用すると、調達担当官の理解が深まることは判明している。  
\*注：ニューサウスウェールズ州のHPを確認する限り、日本で用意している書式1のようなものが州政府により準備され、提出が要求されているわけではない点、留意が必要である。
- これまでの様々なベンダーとのコミュニケーションを踏まえると、Microsoft、Salesforce、SAP、Telstraなどの大手はEN 301 549 Chapter4も含めた書類の提出に対応する用意があるかもしれないが、オーストラリアの小規模な企業にとって、対応は難しいかもしれない。

#### B) 受注生産品に関するアクセシビリティ確保の方法について

- 一般的に、ACRは受注生産品の評価には積極的に利用されない。 ACRは主にアクセシビリティに関してサプライヤーが行ったコミットメントを文書化する役割を果たしている。この方法により、必要に応じて将来的なレビューが可能になる。カナダも同様のアプローチを採用しており、ニューサウスウェールズ州政府はリソースの制限により、このアプローチを採用している。
- また、調達担当者がサプライヤーにアクセシビリティ対応能力の証拠を求めることも提案している。 証拠としては、過去の開発した製品・サービスに関する情報、過去のユーザーテストに関する情報や、受注生産品に関する今後の将来のテスト計画や今後のアクセシビリティ修正の宣誓等も含まれている。

#### C) 実機でのデモに関する要望について

- 現在、紙面だけではアクセシビリティを十分に評価できないという懸念が障害者団体から示されており、改善に向けた議論が続いており、テスト時のデモンストレーションの実施についても検討している。 なお、入札時にデモを行ったうえで調達することは難しいと考えている。
- テスト・検収時に、アクセシビリティの問題が起きたときに利用可能な（ベンダー側からの）サポートを理解するために、マニュアルやヘルプファイルなどの資料を要求することを提案している。 政府機関として、テストの際に提出されたACRに記載された情報の正確性を、再テストなどにより検証していることはしていない。 能力も資源も限られている為、現時点では、提出された書類の正確性が頻繁にテストされることはない。しかし今後より一般的になることを期待している。



### 3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用推進に向けた官民連携の在り方に関する調査（官民連絡会の開催等）

### 3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用推進に向けた官民連携の在り方に関する調査（官民連絡会の開催等）

## 官民連絡会を全4回（分科会含む）で開催し、調査内容の報告及び意見交換を行った

- 初回はセミナー、「情報アクセシビリティ好事例2023」、今年度官民連絡会で報告を行う調査の実施方針を議論した。
- 第2回は、受注生産品における情報アクセシビリティ自己評価様式の活用方法について議論したほか、官民が連携した様式の作成支援や管理運営の在り方を議論する上での基礎情報の整理結果を報告した。
- 分科会では、「情報アクセシビリティ好事例2023」応募製品・サービスに関する審査を行った。
- 第3回は、過去2回の議論を踏まえ、改めて官民連絡会に諮る事項や次年度以降の検討/実施事項を議論した。

#	日時	開催形式	主要アジェンダ
1	2023/10/25 13:00-15:00	・ オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官民連絡会における実施事項の説明</li> <li>・ 「情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー」および「情報アクセシビリティ好事例2023」の実施方針について</li> <li>・ 今年度、官民連絡会で報告を行う調査の方針について（調査の観点・調査の対象国）</li> <li>・ JIS X 8341シリーズの直近の改正動向について（JIS X 8341シリーズ所管団体から報告）</li> </ul>
2	2023/12/21 16:00-18:00	・ オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注生産品における情報アクセシビリティ自己評価様式の活用方法</li> <li>・ 官民が連携した様式の作成支援や管理運営の在り方について <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デスクトップ調査の報告（海外の関連法令・制度等の調査、米国のツールキットに関する調査）</li> <li>✓ 日本における官民連携のあるべき姿を議論するにあたっての前提を整理</li> </ul> </li> </ul>
分科会	2024/3/8 9:30-12:00	・ ハイブリッド 対面参加者は、TKPガーデンシティPREMIUM東京駅丸の内中央カンファレンスルーム12Gにて参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報アクセシビリティ好事例2023」応募製品・サービスに関する審査</li> </ul>
3	2024/3/21 15:00-16:30	・ オンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報アクセシビリティ好事例2023の公表に向けた方針の説明</li> <li>・ 海外調査のご報告（ニューサウスウェールズ州へのヒアリング結果）</li> <li>・ 自己評価様式・作成ガイドブックの修正・見直し結果の説明</li> <li>・ 官民連携やアクセシビリティ評価方法・体制の在り方の提示 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デスクトップ調査（第2回の続き）の報告（米国コンサル企業調査）</li> <li>✓ デスクトップ調査を踏まえた、日本における官民連携のあるべき姿について議論</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用推進に向けた官民連携の在り方に関する調査（官民連絡会の開催等）

**官民連絡会（第1回、第2回、第3回）は学識経験者・業界団体から6名で構成。関連省庁にはオブザーバーとして官民連絡会に参加いただいた**

#### 【委員】(敬称略)

山田 肇	東洋大学 名誉教授
榊原 直樹	清泉女学院大学 専任講師
川瀬 旭弘	電子情報技術産業協会(JEITA) PC・タブレット事業委員会 委員長
石井 義則	情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） 常務理事
中村 精親	ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC） 委員長
杉山 美穂	ビジネス機械・情報システム産業協会（JB Mia） 標準化センター アクセシビリティプロジェクト

#### 【オブザーバー】

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室

デジタル庁 サービスデザイン担当

#### 【事務局】

総務省 情報流通振興課 情報活用支援室

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

株式会社 野村総合研究所

### 3. 情報アクセシビリティ自己評価様式の利活用推進に向けた官民連携の在り方に関する調査（官民連絡会の開催等）

**官民連絡会（分科会）は、学識経験者・業界団体に加え、障害者団体等にも委員として参画いただいた。関連省庁にはオブザーバーとして官民連絡会に参加いただいた**

#### 【委員】(敬称略)

山田 肇（東洋大学 名誉教授）  
榊原 直樹（清泉女学院大学 専任講師）  
一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)  
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）  
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）  
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会  
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合  
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
一般財団法人 全日本ろうあ連盟  
社会福祉法人 全国盲ろう者協会  
特定非営利活動法人 せんだいアビリティネットワーク

#### 【オブザーバー】

経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室  
デジタル庁 サービスデザイン担当  
厚生労働省 自立支援振興室

#### 【事務局】

総務省 情報流通振興課 情報活用支援室  
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）  
株式会社 野村総合研究所

## 4. 企業向け講習会等の開催

### 4.1 講習会の実施

## 4.1 講習会の実施

# 「情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー」の全体像

- ICT関連企業に対して、自己評価様式の認知度向上、および自己評価様式を“作成できる”企業を増やすことを目的に「情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー」を開催した。

### 情報アクセシビリティ 好事例 2023 の開催

< 好事例2023の目的 >

- ① アクセシビリティに特に配慮した**製品・サービス**を世の中に**知ってもらう**
- ② 日常生活における支障を取り除く可能性のある**製品・サービス**を世の中に**知ってもらう**
- ③ 製品・サービスの開発にあたってアクセシビリティに対して優れた取組を行っている**製品・サービス**を知ってもらう

※情報アクセシビリティ好事例2023の申込にあたっては、企業向けセミナーへの参加を必須とする

### セミナーの目的 2 | **実践編** ～情報アクセシビリティ自己評価様式の作成に向けて～

- ・ 様式は知っているが作成したことがない企業に対しては、具体的な作成方法を知ってもらうための施策が有効である。
- ・ そのため、実践編として、様式の詳細な作成方法や、具体的な作成事例を紹介することで、**自社にて作成ができる状態にする**。

### セミナーの目的 1 | **基礎編** ～情報アクセシビリティの基礎～

- ・ 様式を知らない・聞いたことがない企業に対しては、まず知ってもらうことが重要となる。
- ・ そのため、情報アクセシビリティに取り組む重要性や様式の構成を説明することで、**様式の意義を理解してもらう**。

#### <グループ③>

様式を知っており、既に自社製品・サービスについて作成したことがある

#### <グループ②>

様式は知っているが、自社製品・サービスについて作成したことはない

#### <グループ①>

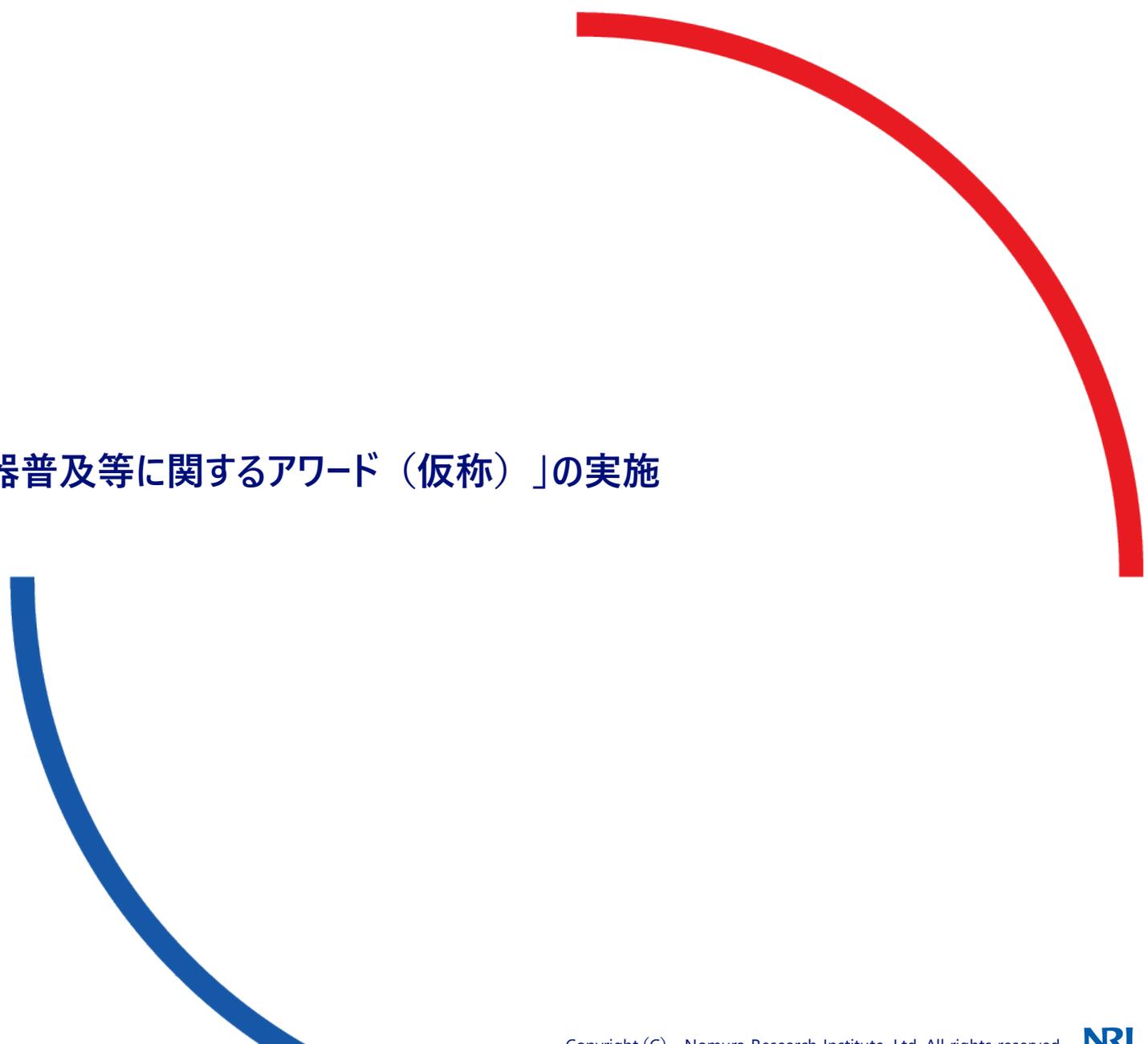
様式を知らない・聞いたことがない

企業向け  
セミナーの  
開催

## 4.1 講習会の実施

# 基礎編及び実践編の概要

	基礎編	実践編
対象	ICT関連企業	ICT関連企業
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>情報アクセシビリティに取り組む必要性を理解してもらう</li><li>自己評価様式とは何かを理解してもらう</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自己評価様式の作成方法を理解してもらう</li></ul>
開催時期	11月8日（水）17時～18時	11月21日（火）16時～18時
参加人数	80名（事前登録100名）	79名（事前登録114名）
プログラム構成	<p>プログラム1：10分 「情報アクセシビリティの基礎」 東洋大学 名誉教授 山田肇氏</p> <p>プログラム2：10分 「ウェブアクセシビリティの基礎」 WAIC 委員長 中村 精親 氏</p> <p>プログラム3：10分 「情報アクセシブルな社会の推進に向けた省庁の取組」 総務省・デジタル庁</p> <p>プログラム4：10分 「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成方法（基礎編）」 NRI</p>	<p>プログラム1：30分 「JIS X 8341の読み方講習（共通編）」 清泉女学院大学 専任講師 榊原 直樹 氏</p> <p>プログラム2：20分 「JIS X 8341-3の読み方講習（ウェブ編）」 WAIC 委員長 中村 精親 氏</p> <p>プログラム3：25分 「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成方法（実践編）」 NRI</p> <p>プログラム4：25分 「情報アクセシビリティ自己評価様式の作成の工夫～SureTalkを例に～」 ソフトバンク株式会社 田中 敬之 氏</p>



## 4. 企業向け講習会等の開催

### 4.2 「アクセシブルなICT機器普及等に関するアワード（仮称）」の実施

## 4.2 「アクセシブルなICT機器普及等に関するアワード（仮称）」の実施

### 開催概要

- アクセシブルなICT製品・サービスの普及促進を目的として、情報アクセシビリティに優れている製品・サービスを「情報アクセシビリティ好事例2023」として選定・公表を行った。
- 募集にあたっての概要を以下に示す。なお募集期間は2023/11/7～2024/1/19とした。

#### 1 対象製品・サービス ※応募時点において消費者が一般的に利用できるICT機器・サービスであること

- (ア) パーソナルコンピューター (イ) 電気通信機器 (JIS X 8341-4対象製品)
- (ウ) ウェブコンテンツ・アプリケーション (エ) 事務機器
- (オ) 対話ソフトウェア (JIS X 8341-6 対象製品)

#### 2 要件

- (1) 障害者等が利用できるよう、情報アクセシビリティに配慮していること。
- (2) 障害者等に対して、説明書やウェブサイト等において利用方法を解説する、電話やメール、チャット等で問い合わせに対応する等の取組を行っていること。
- (3) 「情報アクセシビリティ推進に向けた企業向けセミナー」（基礎編、実践編）を受講していること。

#### 3 審査方法

選定するICT機器・サービスは、主に以下の項目に基づき、学識経験者、業界団体、および障害者団体を審査委員とする評価会において、審査を実施。

#### 4 審査項目

- (1) 情報アクセシビリティへの対応：情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスであるか。
- (2) 当事者参加型の開発：当該ICT機器・サービスの開発にあたって、高齢者・障害等当事者、支援者、当事者等の状況を理解している専門家の意見を踏まえているか。
- (3) 企業としての取組：企業として、情報アクセシビリティに取り組むための対応がとられているか。  
(対応例：情報アクセシビリティに係る開発時の全社ルールを策定している、情報アクセシビリティチームを組成している等)

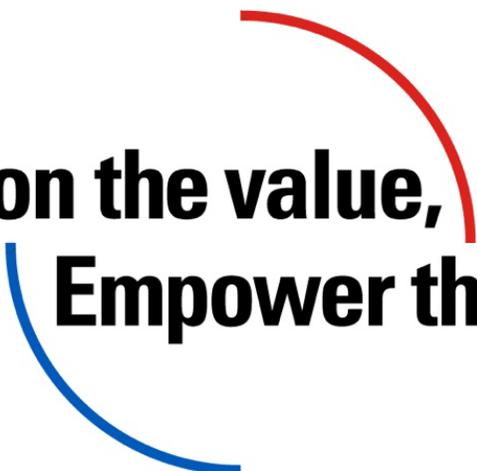
## 4.2 「アクセシブルなICT機器普及等に関するアワード（仮称）」の実施

### 選定を行った製品・サービス一覧

- 情報アクセシビリティ好事例2023として選定を行った製品・サービスは以下の23製品となった。（企業名50音順）

#	企業名	製品名
1	アイシン	YYSystem
2	ヴェルク	board
3	オフィス結アジア	指伝話メモリ
4	コネクトドット	ものタグアプリ
5	サウザンスマイルズ	ニュースメディアthousandmiles
6	サクサ	サクサUTM（（統合脅威管理アプライアンス）
7	ジャパンディスプレイ	Raelclear（レルクリア）
8	ソフトバンク	SureTalk
9	ナビレンス	NaviLens
10	バーベキューアーミー	Talk to Deaf Grandmother
11	フィート	こえとら
12	フィート	SpeechCanvas
13	富士通	LiveTalk
14	プラスヴォイス	PVRTC
15	ヤマハ	おもてなしガイド
16	ユニコーン	重度障害者用意志伝達装置 miyasuku EyeConSW
17	ラトックシステム	スマート家電コントローラ
18	ラトックシステム	smaliaスマートリモコン

#	企業名	製品名
19	リコー	Pekoe
20	Freee	freee請求書アプリ
21	SmartHR	SmartHR人事評価
22	tdi	Sound Display
23	Ubie	ユビー



**Envision the value,  
Empower the change**